

平成31年 3月27日

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、有限会社浪江電設に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：種瀬、補佐：児島

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
有限会社浪江電設	福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原41番地

2 指名停止措置期間：平成31年 3月27日～平成31年 6月 4日（10週間）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

有限会社浪江電設は福島県内における公共工事において、特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上の下請契約を締結し、このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして同法第28条第3項に基づき、平成31年2月5日に福島県知事から7日間の営業停止処分を受けた。

また他の公共工事において技術者の専任を要する工事であるにもかかわらず、技術者を専任としなかったことが同法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項に基づき同日に指示処分を受けた

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6 日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第13号に該当する。

このことから、本件については10週間の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別領別表2第13号

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13. 当該部局が所管する区域において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内